

罹災証明書と被災届出証明書の区分一覧表

別表
令和7年5月2日現在

証明書の種類		罹 災 証 明 書		被 災 届 出 証 明 書
		自己判定方式		
申 請 者		被害を受けた本人及び世帯構成員、所有者		
申 請 期 限		災害が発生した日から6か月を経過する日まで ※1		
対 象 物		災害により被害を受けた住家 ※2		住家以外の不動産(事務所、店舗等)及び動産(門、塀、車庫等)
証 明 内 容		災害による被害の程度(落雷によるものを除く ※3)		災害により被災した旨の届出があったこと。 「届け出があった」という事実を証明するもので 「被害の程度」を証明するものではない。
		① 被害なし〔証明書の交付なし〕	① 被害なし〔証明書の交付なし〕	
		② 準半壊に至らない(一部損壊)※4	② 準半壊に至らない(一部損壊) ※4	
		③ 準半壊		
		④ 半壊		
		⑤ 中規模半壊		
		⑥ 大規模半壊		
		⑦ 全壊		
現地調査の有無		実施する※5	実施しない※6	実施しない
証明書交付までの期間		交付までに時間を要する	短時間で交付ができる	短時間で交付ができる
申請に必要な書類 ○必須 △必要時	申 請 書	○	○	○
	本人確認書類	○	○	○
	被災物件写真等	△※5	○	○
	委 任 状	△(代理人による申請の場合)		
	代理人の確認書類	△(代理人による申請の場合)		
備 考		※1 災害の規模や状況により延長する場合があります。 ※2 住家への被害がなく、門、塀及び車庫等のみの証明は、「被災届出証明書」となります。 ※3 落雷の場合、他の自然災害と異なり、被害の状況が外観からは判断しにくいことや、落雷の発生日時や発生場所を特定し、その事実を把握することが困難なため、証明書の交付は行ないません。(※落雷による火災の場合は、消防署へ問い合わせください。) ※4 「準半壊に至らない(一部損壊)」とは、「住家の損害割合が概ね10%未満のもの」を指します。(床下浸水もこれに該当します。) ※5 次の場合は、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。 ① 地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合 ② 水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合 ※6 町が必要と判断した場合は、実施する場合があります。		